

議案第27号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定する。

令和4年3月24日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第  
46号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、  
同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100  
分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後のかすみ  
がうら市職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により  
読み替えて適用する場合を含む。）及びかすみがうら市職員の給与に関する

条例（以下この項において「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで又は第23条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。